

# 総合評価方式（特別簡易型）

## Q&A

始良市 工事監査課

（平成 29 年 3 月）

#### 【共通事項】

- Q1： 技術資料の作成において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。
- Q2： 公告文や指名通知書に記載されている入札無効の要件としての「技術資料に虚偽がある場合」とは、どのようなものか。
- Q3： 配置予定技術者を特定できず、2名以上配置する場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。
- Q4： 常時雇用労働者である証明書類として、健康保険証等が必要とあるが雇用保険証又は国民健康保険証でもいいのか。
- Q5： 同一の配置予定技術者で入札参加した工事を複数落札したので、技術資料に記載した配置予定技術者を変更したい。
- Q6： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。
- Q7： 入札公告日と開札日が年度をまたぐ工事の評価基準の考え方について
- Q8： 会社の吸収合併に伴う評価の考え方について
- Q9： 同日開札・同日工種・同一評価項目等の工事に係る技術資料の提出について

#### 【表彰実績】

- Q10： 鹿児島県での表彰実績は、土木部・農政部・環境林務部優良工事等表彰実施要領に基づくとなっているが、具体的には何が対象となるのか。
- Q11： 国土交通省（九州内）での表彰実績の対象は何か。
- Q12： 国（九州内）又は県の表彰実績において、建築工事に関する表彰実績は評価対象となるのか。

Q13： 配置予定技術者の国（九州内）又は県の表彰実績において、技術者の転職等に伴い表彰時点の会社と技術者表彰の対象工事を受注した会社が異なる場合の取扱いについて

【障害者・高齢者・新規学卒者雇用】

Q14： 障害者・高齢者・新規学卒者の雇用で、「自社（連結決算会社を含む）において雇用した場合」とあるが、連結決算会社とは制限があるのか。

Q15： 新規学卒者の雇用の考え方について

Q16： 障害者・高齢者・新規学卒者の雇用における常時雇用労働者の取扱いについて

Q17： 障害者・高齢者の雇用の取扱いについて

【CPDS】

Q18： CPDS の証明書を配置予定技術者以外の社員も含めてまとめて交付してもらったが、この証明書を提出できるのか。

Q19： CPDS の取得単位は、インターネット・社内研修も評価するのか。

Q20： CPDS の取得単位は、一級土木施工管理技士に合格前の単位も含めて評価されるのか。

【地域貢献度】

Q21： 過去3年間のボランティア活動等による地域貢献の実績の証明書類について

Q22： ○○社の清掃作業はボランティア活動として認められるのか。

Q23： 過去3年間のボランティア活動等による地域貢献のうち、パトロールとしての実績評価について

Q24： 消防団員の雇用の取扱いについて

【共通事項】

Q1： 技術資料の作成において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。

A1： 技術資料が容易に書き換えられることを防止するため、ワープロ表記とすることとしています。

ただし、市が修正を求めた場合に限り、ワープロ表記の部分的な修正に伴う手書きは認めます。

また、様式5においては、手書きは可としています。

Q2： 公告文や指名通知書に記載されている入札無効の要件としての「技術資料に虚偽がある場合」とは、どのようなものか。

A2： 以下のような場合を「虚偽」と見なします。

- ①技術資料と同一事項を証すべき他の資料の内容が異なる場合
- ②技術資料の内容が不良である場合

Q3： 配置予定技術者を特定できず、2名以上配置する場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。

A3： 土木一式（舗装）

A社		表彰実績	CPDS	合計	備考
	A者	1.0点	1.0点	2.0点	×
B者	1.0点	0.5点	1.5点	×	
C者	0点	1.0点	1.0点	採用	

A社の配置予定技術者の評価は、最も評価の低い「C者」の1.0点で評価します

なお、配置予定技術者を特定できない場合の配置予定者は、3名までとします。

Q4： 常時雇用労働者である証明書類として、健康保険証等が必要とあるが雇用保険証又は国民健康保険証でもいいのか。

A4： 雇用保険証には、雇用年月日が記載されていますが、現在も継続して雇用されているかどうかは確認できません。

よって、原則、毎年度更新される健康保険証が必要となります。

ただし、常時雇用労働者は職域保険である健康保険に入っているのが一般的であります。健康保険の適用除外を受けることにより、国民健康保険に加入している場合等があることから、下記のような場合は常時雇用労働者とみなします。

①保険者が国民健康保険組合である国民健康保険に加入している場合。

（例：建設国保）

②保険者が各市町村である国民健康保険に加入しており、下記の資料で常時雇用労働者とみなされる場合

- ・国民健康保険証の写し
- ・住民税特別徴収税額決定・変更通知書（平成〇年度）の写し

※「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（平成〇年度）の写し」がない場合は、雇用保険証の写し及び出勤簿（申請月から直前4か月を確認できるもの）の写し

Q5： 同一の配置予定技術者で入札参加した工事を複数落札したので、技術資料に記載した配置予定技術者を変更したい。

A5： 総合評価方式では、技術資料に記載された配置予定技術者により評価点を決定しているので、やむを得ない場合（※1）を除き当該技術者の変更はできません。

また、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は、建設業法の規定により、1つの現場に専任する必要があります。

従って、1件落札した時は、直ちに同じ配置予定技術者で申請した他の工事については、辞退届を提出しなければなりません。辞退届を提出せずに、別の技術者を配置し契約しようとした場合は、公告文等にある入札無効の条文「その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札」に該当し、入札無効となります。

また、同一の配置予定技術者で複数の工事の入札参加を申し込んでいる場合、落札決定した工事以外の工事については、技術者を配置できないことが明らかであることから、入札説明書にある入札無効の条文「入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札」に該当し、入札無効となります。

なお、落札決定後に契約辞退する場合は、指名停止処分となりますので注意してください。

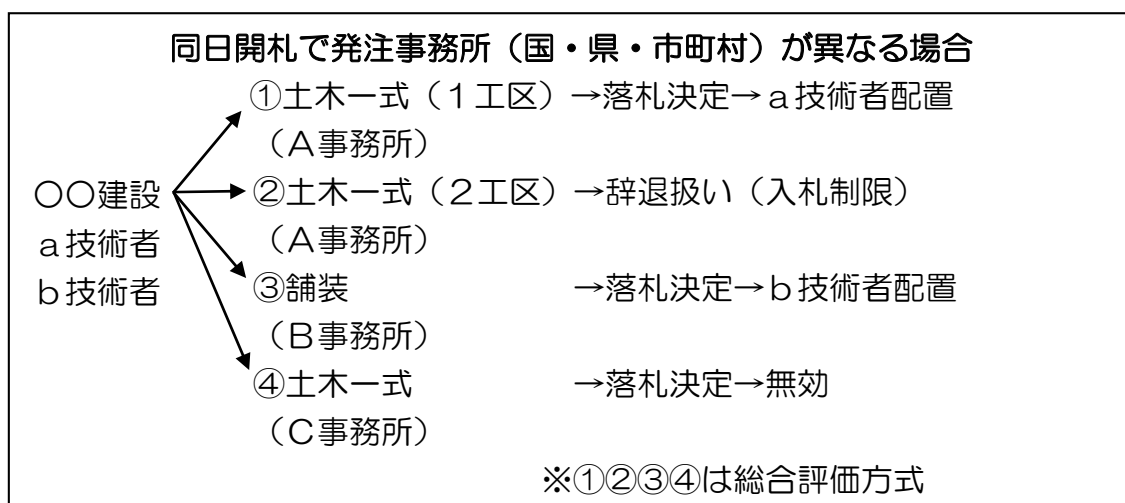
よって、開札日が重複する総合評価方式の入札に参加する場合は、なるべく配置予定技術者を複数人配置するようにしてください。（配置予定者を複数人配置した場合の方法はQ3のとおり評価の最も低い者で評価します。）

※1 やむを得ない場合とは、技術者の死亡、傷病、または退職等のほか、特記仕様書に明記されている場合です。

#### 【一般競争入札】

技術資料と異なる配置予定技術者を配置した場合や、落札決定した工事以外の他の工事に技術者を配置できないことが明らかな場合は、資格無しと判断します。

よって、1人の技術者を数件の総合評価方式の工事に配置予定とした場合は落札決定した時点で、決定した工事以外の総合評価方式の工事については必ず辞退届を提出してください。



※複数の工事で一人が単独で配置予定技術者となっているなど、辞退をしなければならぬケースがありえる場合、受注者は十分注意してください。

**Q6：** 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A6： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合は、技術資料提出時における配置予定技術者の技術評価点と同等以上の者を配置してください。

なお、同等以上の技術者を配置できない場合は、工事成績評定の減点対象としますので、注意してください。

※やむを得ない場合とは、技術者の死亡、傷病、または退職等のほか、特記仕様書に明記されている場合です。

**Q7：** 入札公告日と開札日が年度をまたぐ工事の評価基準の考え方について

A7： 評価基準の考え方については、入札公告日が属する年度（旧年度）の評価基準によるものとします。

なお、受注工事量については同一年度内に入札公告を行った工事の受注件数で評価を行うものとします。

Q8： 会社の吸収合併に伴う評価の考え方について

A8： 会社の吸収合併に伴う評価の考え方については、以下に示す項目以外は、存続会社に消滅会社の実績が引き継がれるものとして評価します。

ただし、雇用にかかる評価については、合併後の会社において、現在も雇用されていることが条件です。

※会社の合併日が当該案件の入札公告日以後である場合は、合併前の会社で評価します。

区分	評価項目	合併後の取扱い
企業の施工能力	経営状況（Y点） 技術力（Z点）	存続会社の経審結果です。 ただし、合併後の経審を受審している場合はその結果です。（技術資料提出期限日までに結果通知を受けたものに限りです。）
	受注工事量	存続会社と消滅会社のうち、受注件数の多い方で評価します。
配置予定技術者の能力	技術者の表彰実績	個人を評価します。 ※現在の会社での表彰実績については、存続会社と消滅会社の実績を含みます。
	CPDS単位取得状況	個人を評価します。

Q9： 同日開札・同日工種・同一評価項目等の工事に係る技術資料の提出について

A9： 同日開札・同一工種・同一評価項目等の工事が複数ある場合、当該複数の工事に係る技術資料が添付資料を含め全て同じものとなるときは、技術資料を兼用できます。具体的には、ケース1のような場合になります。ケース2、ケース3のような場合は、兼用できません。



### ケース1

5月23日開札

道路改良工事（1工区）・土木一式工事

道路改良工事（2工区）・土木一式工事

○同日開札、同一工種、かつ同一評価項目であるため、技術資料が添付資料を含め全て同じものとなる場合は、申請書や提出様式に工事名を併記することにより、技術資料の提出は1部で可能です。（技術資料は両工事で兼用します。）

### ケース2

5月23日開札

道路改良工事（3工区）・土木一式工事

道路改良工事（4工区）・舗装工事

○同日開札ではあるが、同一工種でないため、技術資料は工事ごとにそれぞれ提出する必要があります。

### ケース3

5月8日開札

道路改良工事（5工区）・舗装工事

5月23日開札

道路改良工事（6工区）・舗装工事

○同一工種、かつ同一評価項目であるが、同日開札ではないため、技術資料は工事ごとにそれぞれ提出する必要があります。

【表彰実績】

Q10： 鹿児島県での表彰実績は、土木部・農政部・環境林務部優良工事等表彰実施要領に基づくとなっているが、具体的には何が対象となるのか。

A10： 評価対象は以下のとおりです。（※技術者に関する表彰に限ります）

【土木部】

- ・土木部長表彰
- ・地域振興局建設部長表彰
- ・支庁建設部長表彰
- ・若手有望技術者表彰

【農政部】

- ・農政部長表彰
- ・地域振興局農林水産部長表彰
- ・支庁農林水産部長表彰

【環境林務部】

- ・環境林務部長表彰
- ・地域振興局農林水産部長表彰
- ・支庁農林水産部長

Q11： 国土交通省（九州内）での表彰実績の対象は何か。

A11： 評価対象は以下のとおりです。（※技術者に関する表彰に限ります）

- 配置予定技術者の能力における評価
  - ・行政功労表彰の優秀主任（監理）技術者表彰 （※現場代理人は除く）
  - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰
  - ・若手優秀技術者表彰（H25年度から実施）

Q12： 国（九州内）又は県の表彰実績において、建築工事に関する表彰実績は評価対象となるのか。

A12： 建築工事に関する評価実績は評価対象外です。（土木工事のみです）

**Q13：** 配置予定技術者の国（九州内）又は県の表彰実績において、技術者の転職等に伴い表彰時点の会社と技術者表彰の対象工事を受注した会社が異なる場合の取扱いについて

A13： 国（九州内）又は県の技術者表彰については、対象工事の完成年度の翌年度に表彰を受けることから、技術者において、表彰を受ける時点に在籍している会社と表彰対象工事を完成させた時点に在籍している会社が異なる場合があります。

その場合の取扱いについては、下記に示したケース2の場合となり、以前の会社での評価対象となりますので、技術資料申請時における提出様式への記載の際は、このことを十分に踏まえて申請してください。

**【技術者表彰を受けた工事】**

○工期：H27. 5. 23～H27. 12. 1（H27年度工事）

○受注会社：会社A

ケース1		現在の会社として評価
ケース2		以前の会社として評価

※ケース2において、会社Aから会社Bに転職した場合、会社Aと会社Bが連結決算会社の場合も同様の取扱いとする。

**【障害者・高齢者・新規学卒者雇用】**

**Q14：** 障害者・高齢者・新規学卒者の雇用で、「自社（連結決算会社を含む）において雇用した場合」とあるが、連結決算会社とは制限があるのか。

A14： 建設関連の会社に限りません。

例)・建設関連の子会社

- ・土木建築資材（生コン、石材、二次製品等）の販売
- ・土砂運搬等

Q15： 新規学卒者の雇用の考え方について

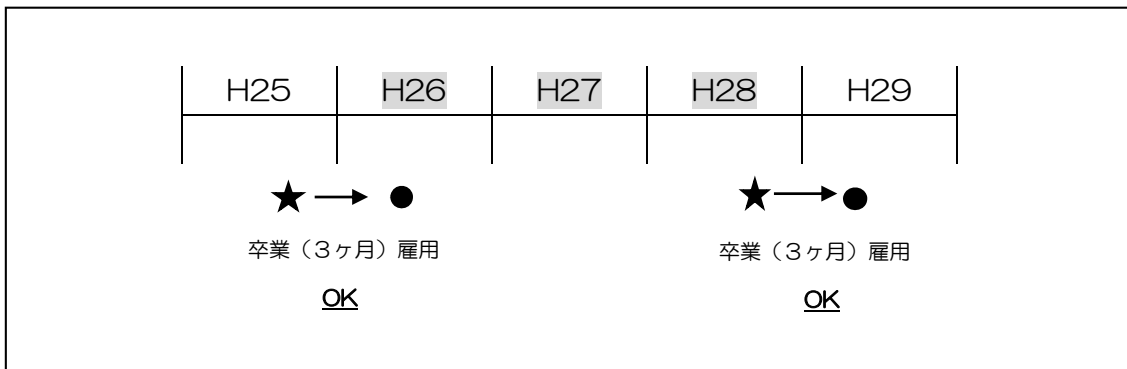
A15： 以下のとおりです。

- ①平成 26 年度から平成 28 年度までに、始良市内に居住する新卒者を卒業月の翌月から3ヶ月以内に雇用していること（雇用した年度が平成 26 年度から平成 28 年度以内であること）

- 例)・H25 年度卒業生（H26 年3月卒）を H26 年4月～6月の間に雇用  
・H26 年度卒業生（H27 年3月卒）を H27 年4月～6月の間に雇用  
・H27 年度卒業生（H28 年3月卒）を H28 年4月～6月の間に雇用

（稀なケースの該当例）

- ・H28 年 12 月に卒業した者を、H29 年 1 月～3 月の間に雇用



Q16： 障害者・高齢者・新規学卒者の雇用における常時雇用労働者の取扱いについて

A16： 常時雇用労働者は、事業主及び法人の役員は一般的には対象外となりますが、役員等であっても下記のような雇用形態であり、雇用保険の被保険者となっていれば常時雇用労働者とみなします。

例)・雇用期間の定めのない労働者

- ・一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであってもその雇用期間が反復更新されて、事実上「雇用期間の定めのない労働者」と同一状態にあると認められる者
- ・日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上「雇用期間の定めのない労働者」の状態にあると認められる者

※該当する場合は、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。

※消防団員の雇用については、役員等が常時雇用労働者でなくても対象になるので、留意してください。

## Q17： 障害者・高齢者の雇用の取扱いについて

A17： 障害者・高齢者の雇用については、対象者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用していることとしておりますが、取扱いについて下記のとおり補足します。

### ○障害者雇用

始良市内に居住する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに採用し、現在、継続して雇用している。

【提出様式】 健康保険被保険者証の写し及び障害者手帳等の写し

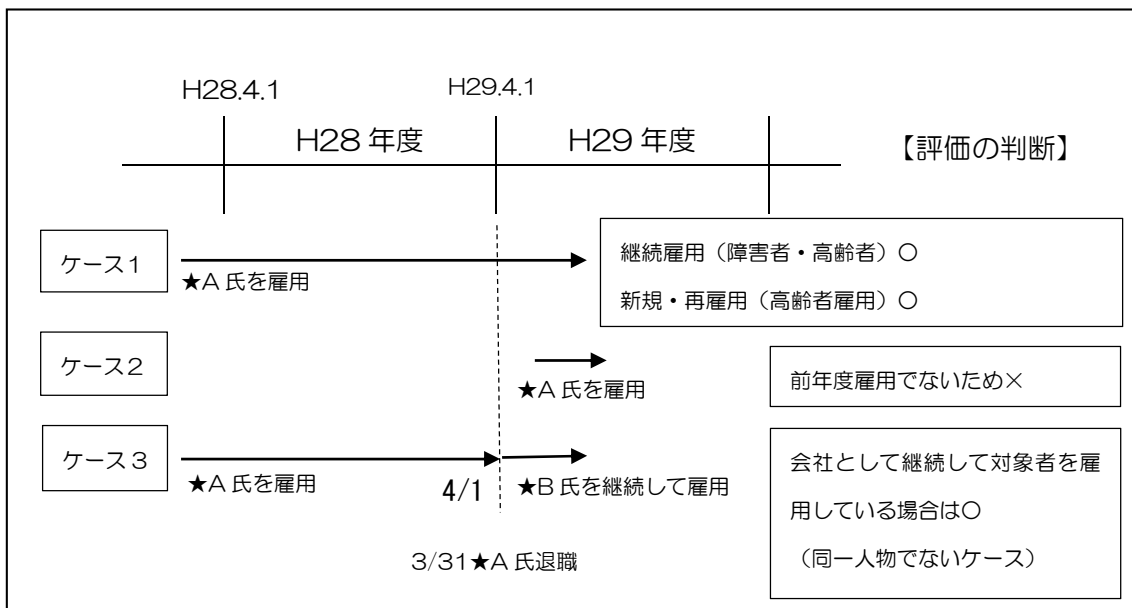
### ○高齢者雇用

始良市内に居住する満60歳以上満70歳未満の高齢者を前年度までに雇用し、現在も継続して雇用している。

※高齢者雇用の場合、新規雇用及び再雇用等が基本的な対象者となります。

【提出様式】 健康保険被保険者証の写し

※雇用保険被保険者証の写し（役員等が常時雇用労働者の場合）



※上記のケース3は、対象者が退職等やむを得ない事情により、会社を辞めたため、引き続き対象者を雇用している場合に限りません。（同一人物ではない）  
なお、この場合は、両者の証明書類を提出してください。

【CPDS】

Q18： CPDS の証明書を配置予定技術者以外の社員も含めてまとめて交付してもらったが、この証明書を提出できるのか。

A18： 配置予定技術者の CPDS 取得状況を確認できれば提出できます。

Q19： CPDS の取得単位は、インターネット・社内研修も評価するのか。

A19： 評価します。

Q20： CPDS の取得単位は、一級土木施工管理技士に合格前の単位も含めて評価されるのか。

A20： CPDS の取得単位は、一級土木施工管理技士としての継続学習教育に限らず評価することから、一級土木施工管理技士に合格前に取得した単位においても評価の対象とします。

## 【地域貢献度】

### Q21： 過去3年間のボランティア活動等による地域貢献の実績の証明書類について

A21： ボランティアの証明書類は、始良市内で行うボランティア活動について、年度毎に、活動状況写真（※作業中のもの1枚以上）を提出する必要があります。

公共施設管理者（※2）の証明書は不要ですが、同証明書を取得している場合は、写真の写しに代えて提出すれば評価を行います。

※1 ボランティア活動状況写真を添付する場合は、作業中の写真（全景が分かるもの）が1枚以上なければ評価対象となりません。

また、写真には黒板を入れ作業日の日付を入れてください。

（ただし、平成28年度以前の活動状況については、写真の添付は不要です。）

※2 公共施設管理者とは、【別紙様式2関係】で定義する始良市（指定管理者含む）及び校区コミュニティ協議会、自治会です。

したがって、観光協会、NPO法人等の証明書は対象外となります。

（公共性を有するボランティアであれば、活動自体は評価の対象となり得ます。）

※3 活動状況写真については、工事のイメージアップによる活動等（工事名が記載されている黒板が写っている場合等）とみなされるものについては、評価対象となりません。

また、新聞記事に掲載された活動は、写しを添付すれば活動写真に代えて評価しますが、記事等に参加者名として企業名が記載されていなければ評価対象外とします。

なお、協会支部等の単位活動は、会員名簿などで参加したことが確認できれば評価対象となります。

Q22： ○○神社の清掃作業はボランティア活動として認められるのか。

A22： 公共性を有するボランティア活動でないため、認められません。

Q23： 過去3年間のボランティア活動等による地域貢献のうち、パトロールとしての実績評価について

A23： パトロール（災害）は、「台風、大雨、地震発生時、公共施設のパトロールを行い、被災の有無を報告すること」です。評価対象となるのは、パトロール後速やかに電話等で管理者へ被災の有無を報告することとします。報告手段は問わず、証明書も不要です。

（様式2の記載例）

- ・台風15号後におけるパトロール（災害）  
（平成〇年〇月〇日 都市計画課へ報告）

パトロール（安全）は、日常的に「公共施設の破損や、危険箇所等を報告すること」です。報告対象がある場合は、速やかに電話等で管理者へ状況を報告することとします。報告手段は問わず、証明書も不要です。

ただし、破損や危険箇所等が認められる場合が評価対象です。

（パトロールのみは、評価対象外です。）

（様式2の記載例）

- ・市道にある猫の死骸を報告 パトロール（安全）  
（平成〇年〇月〇日 土木課へ報告）

※始良市管轄の公共施設のみが評価対象です。



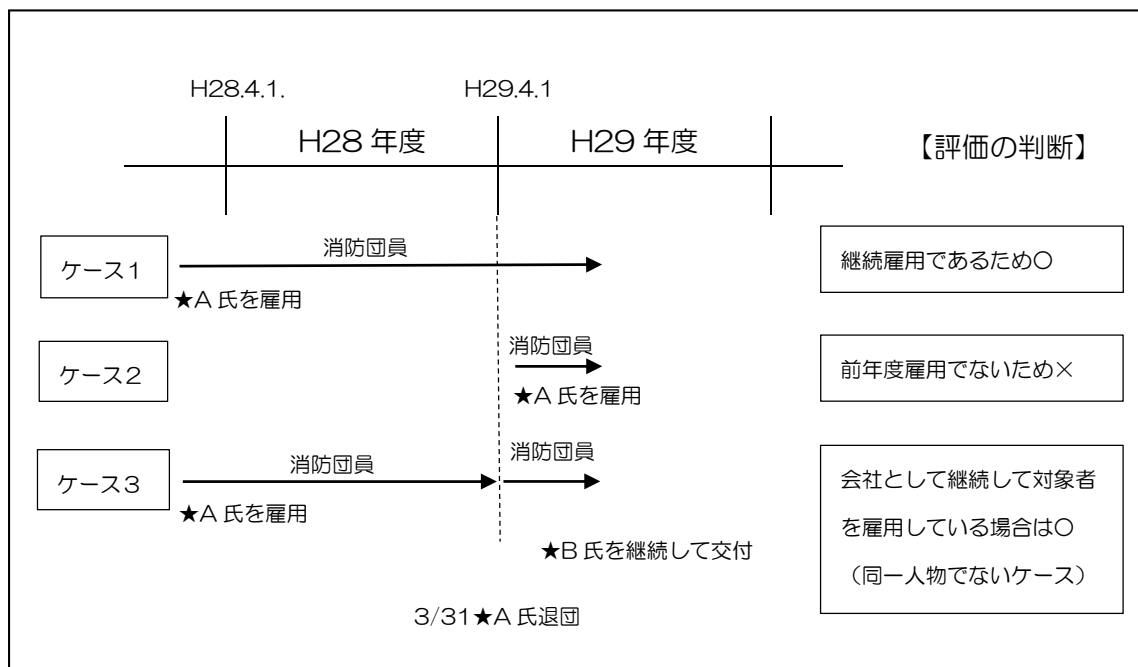
**Q24： 消防団員の雇用の取扱いについて**

A24： 消防団員の雇用については、平成 28 年度までに消防団員証の交付等を受けているものに限りますが、取扱いについては下記のとおり補足します。

○消防団員の雇用

平成 28 年度までに消防団員証の交付を受けているものです。（消防団に所属している社員で、現在も雇用されている者）

【提出様式】 健康保険被保険証の写し及び消防団員の辞令の写し（現在有効であるものに限る）



※上記のケース3は、対象者が退職や転勤等のやむを得ない事情により、消防団を辞めたため引き続き自社の社員が消防団の交付を受けた場合に限り、（同一人物ではない）

なお、この場合は、両者の証明書類を提出してください。